

県立伊川谷北高等学校 生徒指導に係るルール

1 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

(1) 携帯電話の使用について

生徒への連絡は、生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。

やむを得ず生徒に直接電話連絡する際も、携帯電話には行わず、固定電話等に連絡を行うよう心掛ける。

(2) メール・SNSの使用について

① 教職員と生徒との間での使用は、教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。

② 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可及び、保護者の承諾を得る。

その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。

2 生徒相談等の実施方法について

① 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。

② 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。

③ 校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。

④ 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないよう配慮する。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

① 原則として、自家用車には生徒を乗せない。

② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可及び保護者の承諾を得る。

4 その他

(1) 管理職から許可を得る方法

職員名、目的、相手生徒の氏名・クラス・部活動名等の必要事項を事前に報告し許可を得る。

(2) 保護者から承諾を得る方法

事前の電話連絡または学級通信等の文書・通信の送付により承諾を得る。